

令和6年度

亘理町結婚新生活支援事業補助金

結婚新生活を
応援します！



制度の趣旨

新婚世帯を対象として新生活をスタートさせるための住宅取得・住宅賃借費用・引越費用・リフォーム費用などの一部を補助し、新婚世帯の経済的不安を解消することで、将来の妊娠・出産・子育てを支援します。

補助対象者

次の①～⑥の要件をすべて満たす夫婦が対象となります。

- ① 婚姻届を受理された夫婦であること。婚姻日 令和6年1月1日～令和7年3月31日
- ② 婚姻届が受理された日において、夫婦の年齢が共に39歳以下であること。
(但し、40歳の誕生日を迎える場合は前々日までに婚姻届が受理されている夫婦であること。民法第143条で誕生日の前日に年齢が加算されることを考慮)
- ③ 課税(非課税)証明を基に、夫婦の所得の合計額が500万円未満であること。
※申請日時点で貸与型奨学金の返済を夫婦双方または一方が行っている場合、当該奨学金の年間返済額を合計所得から控除した金額とする。
- ④ 過去に夫婦いずれもが、この補助金の交付を受けたことがないこと。(他市町村での補助を含む)
- ⑤ 申請日時点において、夫婦の双方または一方の住民票の住所が、費用対象となる住宅にあり、3年定住する意思があること。
- ⑥ 町税を完納している方。

補助対象住宅

- ① 亘理町に住宅があること。
- ② 申請日時点で夫婦の双方または一方が住民登録している住宅であること。
- ③ 住宅の取得、賃借、引越及びリフォームに係る費用において、申請日時点で生活保護による住宅扶助またはその他公的制度による補助金の交付を受けていないこと。

申請受付期間

令和6年4月1日(月)～令和7年3月14日(金)まで

- ・受付期間は、3月末までとしていますが、要件確認のため3月14日(金)までに申請をお願いします。
- ・申請を希望する方は、必ず事前にご相談ください。
- ・補助上限額に達しない場合でも、期間内に一度申請してください。
- ・補助金額が、予算額の上限に達した場合は、期間内に受付を終了する場合があります。

補助対象費用

結婚に伴い支払った以下の費用の合計額が、補助対象となります。

支払日：令和6年4月1日～令和7年3月31日

住宅取得費用	住宅の購入費(住宅ローンの残金を含む)、工事請負費とし、建物に係る費用のみ補助対象とする。・ 対象外 ：土地購入代、住宅ローン手数料
--------	---

住宅賃借費用	住宅の賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料 ※勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当相当額を控除した額 ・対象外：駐車場代、物件の清掃代、鍵交換代、更新手数料、光熱水費、設備購入代、火災保険料、家財保険料、契約一時金、保証金
引越費用	引越業者または運送業者へ支払った費用。領収書。
リフォーム費用	修繕、増築、改築、設備更新等に係る工事費用とし、建物に係る費用のみ対象とする。 ・対象外：倉庫車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入及び設置に係る費用

🌸 補助金額

- ・1世帯あたり上限30万円
※但し、夫婦双方が29歳以下の場合は、上限60万円
(助成額は、千円未満切り捨て)



🌸 申請方法及び申請の流れ

婚姻届出 【対象となる年齢】婚姻届を受理された夫婦の年齢が、共に39歳以下であること。



必要書類の提出 申請書に必要書類を添付し、町民生活課へ提出
 ・申請書は、町HPより印刷して頂くか、窓口で配布します。
 ・必要書類は、申請時チェックリストに記載のものを用意してください。



内容審査・補助金の交付可否

現年度で
申請終了

上限に達しないため、
翌年度も申請する場合

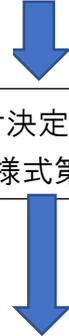
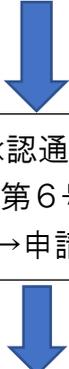
不決定の場合

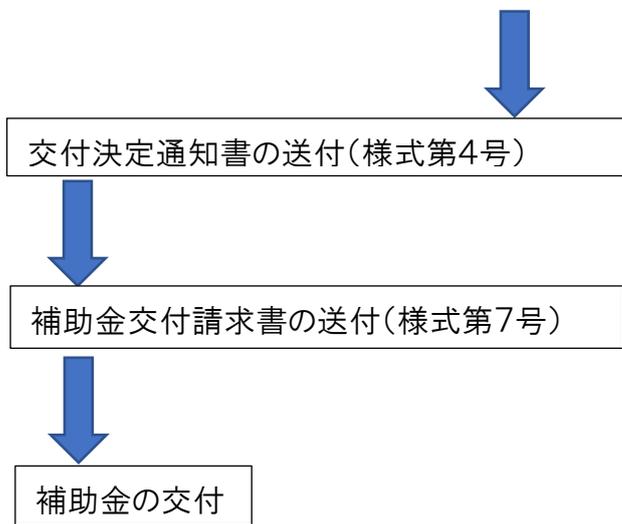
計画承認通知書
(様式第6号)の送付
(町→申請者へ)

不交付決定通知書の
送付(様式第5号)

翌年度
書類が揃い次第、再度
申請(申請者→町へ)

補助金を受けることは
できません。





※交付決定の取消事由に該当する場合(偽り不正、3年以内の転出など)は、補助金の全部または一部の返還を命ずる場合があります。

※前年度計画承認を受けた方は、申請時チェックリストの必要事項一覧(前年度、計画承認を受けた方用)をご覧ください。

問合せ先及び提出先

町民生活課 生活環境班(②番窓口)

亘理町字悠里1番地 電話 0223-34-1113